

○交通規制の実施及び道路標識等の維持管理要領の制定 について

(平成 14 年 3 月 19 日例規交規第 13 号)

この度、交通規制業務の適正化を図るため、別添のとおり「交通規制の実施及び道路標識等の維持管理要領」を定めたので適切な運用に努められたい。

なお、交通規制上申要領及び標識・標示の維持管理について（平成 4 年甲通達交規第 62 号）は廃止する。

別添

交通規制の実施及び道路標識等の維持管理要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく交通規制の実施並びに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府令・建設省令第 3 号。以下「標識令」という。）等に基づく道路標識及び道路標示（以下「道路標識等」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 体制

1 総括責任者

- (1) 県本部に総括責任者を置く。
- (2) 総括責任者は、交通規制課長をもって充てる。
- (3) 総括責任者は、交通規制の実施及び道路標識等の維持管理についての責めを負うとともに、後記 3 に定める管理責任者を指導するものとする。

2 総括取扱者

- (1) 県本部に総括取扱者を置く。
- (2) 総括取扱者は、交通規制課の担当課長補佐をもって充てる。
- (3) 総括取扱者は、総括責任者の指揮を受けて後記 4 に定める取扱責任者を指導し、交通規制の実施及び道路標識等の維持管理について、全般的な事務を処理する。

3 管理責任者

- (1) 警察署及び高速道路交通警察隊（以下「署等」という。）に管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）をもって充てる。
- (3) 管理責任者は、管内の道路標識等の設置及び維持管理についての責めを負う。

4 取扱責任者

- (1) 署等に取扱責任者を置く。
- (2) 取扱責任者は、交通（地域交通）課長又は隊長補佐をもって充てる。
- (3) 取扱責任者は、管理責任者の指揮を受けるとともに、総括責任者の指導を受け、道路標識等の適正な設置及び維持管理に努める。

第 3 交通規制の実施

1 交通規制実施上の基本的事項

交通規制業務の推進に当たっては、あらかじめ次の事項に十分留意し、交通規制が合理的かつ適正なものとなるようにしなければならない。

(1) 法適合性の保持

交通規制は、法令の規定に基づき、車両等及び歩行者に対して行う禁止、制限又は指定であり、具体的な交通ルールを設定するものであるから、主体、内容及び形式において必ず法令の規定を根拠とし、かつ、これに適合するよう慎重な検討を行うこと。

(2) 妥当性の有無

ア 必要最小限度の規制

交通規制は、それに対する違反行為の多くが罰則の適用対象となるものであり、交通参加者に対して大きな影響を与えるものであるから、交通規制の種類、対象、日時及び場所の範囲は、目的を達成するために必要な最小限度にとどめること。

イ 効果的な規制

交通規制が必要な理由となっている障害の状況及び原因を検討し、それを排除する上で最も効果的と認められる交通規制の種類及び方法を選定すること。

特に複数の交通規制を組み合わせて実施するような場合は、個々の現場の道路及び交通の状況並びに交通参加者の判読可能性を詳細に検討すること。

なお、道路及び交通の状況により早期に交通規制を必要と認める場合又は暴走行為による交通の危険防止等特定の交通目的を達成するために短期間の交通規制を行う必要がある場合には、署長等の権限による交通規制の実施を検討すること。

(3) 分かりやすい規制

ア 斉一性の確保

交通規制は、道路及び交通の状況に応じて統一した方針の下に実施することとし、これらの状況が同じであるにもかかわらず、交通規制の内容が異なることがないように留意すること。

特に県境又は隣接警察署の管轄区域との境界及びその付近において交通規制を実施する場合は、隣接県警察又は隣接警察署との連絡を密にし、相互間で交通規制が不斉一にならないようにすること。

イ 簡明性の保持

交通規制の内容は、複雑にならないようにできる限り簡単明瞭にすること。

やむを得ず同一箇所において複数の交通規制を実施する場合、近接する場所に相反する交通規制を実施する場合等複雑な交通規制を実施する場合においては、その内容が一見して分かるように十分留意すること。

(4) 計画性の保持

ア 計画的推進

交通規制は、交通安全施設等整備事業に関する基本計画に基づき、計画的に推進すること。

なお、交通規制の実施に当たっては、他の交通規制との関係や一般交通に与える影響等を慎重に検討し、道路整備状況及び交通状況の長期的推移を把握して、計画的な交通規制を推進すること。

特に交通参加者に対する影響が大きい交通規制については、事前に計画案を公表するとともに必要な準備期間を確保すること。

イ 先行的規制

交通の安全と円滑が確保されている場合であっても、道路及び交通の状況の変化から近い将来問題が予想されるときは、先行的に交通規制を実施すること。

(5) 調査の徹底及び幹部の現場点検

交通規制の計画の策定及び実施に当たっては、基礎調査及び関連事項の調査を徹底し、それらを総合的に検討するとともに、必ず幹部が直接現場において点検を行うこと。

(6) 交通安全施設整備との調整

交通規制の実施に当たっては、交通管制、信号機等の交通安全施設の整備及び運用について必要な調整を行うとともに、交通規制の効果を補完するために必要な交通安全施設の整備を道路管理者に要請すること。

(7) 関係者の意見聴取

ア 一般交通に及ぼす影響が特に大きい交通規制を実施する場合は、道路管理者、地方運輸局（陸運支局）等の関係行政機関だけでなく、大学、研究機関等の専門家の意見を聴取し、総合的な検討の上に立って効果的な交通規制を実施すること。

イ 交通規制の種類に応じて、その影響を受けることとなる関係機関・団体、企業並びに地域の自治会及び住民等の意見を聴くとともに、交通規制の必要性、効果等について説明し、理解と協力が得られるようにすること。

(8) 事前広報等

ア 事前に交通参加者及び関係住民への交通規制計画の周知を図るためのパンフレットの配布、交通情報板の活用、立看板の掲出及びマスコミの活用のほか、交通運輸関係団体等へ通報するなどの方法により広報の徹底を図ること。

イ 交通規制の種類、内容等によっては、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、交通規制実施後の一定期間、指導を強化するなどの方法により、交通規制内容の周知及び遵守を徹底すること。

2 交通規制上申手続等

省略

3 道路標識等の設置後の検査

取扱責任者は、道路標識等の設置後、次の点に留意して完成検査を行うものとする。この場合において、当該完成検査は、総括責任者が別に定める場合を除き、実地により行うものとする。

- (1) 設置場所や施工作业が、道路標識等の仕様書及び設計書どおり行われているか。
- (2) 規制場所と設置場所に矛盾はないか。
- (3) 仕上がり時において不体裁な箇所がないか、残土等の処理が確実に行われているか。

第4 道路標識等の設置及び維持管理

1 道路標識等の設置及び維持管理の対象

本要領による道路標識等の設置及び維持管理の対象は、次のとおりとする。

- (1) 道路標識
標識令に基づき公安委員会、署長等が設置した道路標識
- (2) 道路標示
標識令に基づき公安委員会が設置した道路標示
- (3) 表示板
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第3条、第3条の2及び第6条の7に基づき公安委員会が設置した表示板
- (4) 法定外の道路標識及び道路表示
公安委員会が設置した法定外の道路標識及び道路表示

2 道路標識等の点検・見直し

取扱責任者は、道路標識等の設置状況について次の点検を実施し、その適正な管理に努めるとともに、整理統合等所要の見直しを行うものとする。

なお、点検の結果、補修及び見直しの必要があると認められる場合は、管理責任者に報告するとともに、上申を行うこと。

- (1) 常時点検
交通警察官、地域警察官等に対し、通常勤務を通じて道路標識等の設置状況を点検させ、異常の有無を報告させるなどの方法により行う。
- (2) 定期点検
道路標識等の定期点検は、期間及び対象地域を定めて行うなどの方法により計画的に行う。
- (3) 特別点検
災害の発生時、交通安全運動時、道路標識等の更新時等において特別に行う。

3 道路標識等の点検事項

点検は、見やすく、分かりやすい道路標識等とするため、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 道路標識

- ア 交通規制の内容又は表示内容が複雑になっていないか。
- イ 案内標識・警戒標識等道路管理者の設置する道路標識との整合がとれているか。
- ウ 道路標識が多数組み合わせられており、分かりにくくなっているか。
- エ 街路樹や道路占用物件等により見にくくなっているか。
- オ その他一般的な点検事項
 - (ア) 曲折、倒壊、脱落、褪色等はないか。
 - (イ) より見やすい道路標識の設置位置又は設置方法はないか。
 - (ウ) 道路標識が、車両又は歩行者等の通行の障害となっていないか。
 - (エ) 交通規制の内容は、妥当か。
 - (オ) 補助板の表示内容は、妥当か。

(2) 道路標示

- ア 道路標示と道路標識の表示内容が一致しているか。
- イ 必要以上に法定外表示等が多用されていないか。
- ウ 植栽、道路占用物件等により見にくくなっているか。
- エ 停止線等の設置位置は、適切か。
- オ その他表示内容又は設置方法に検討を要するものはないか。

(3) 表示板並びに法定外の道路標識及び道路表示

前記(1)及び(2)に準じて行うこと。

4 道路標識等の補修

道路標識等の補修は、次のとおり行うものとする。

(1) 道路標識及び表示板の補修

ア 緊急補修

(ア) 対象

- a 事故に直結する一時停止、指定方向外進行禁止、横断歩道等のいわゆる点規制、通行禁止等の道路標識で、交通規制効果及び法的効力を損なうと認められる程度に破損したもの
- b 腐食等により倒壊のおそれがあると認められるもの

(イ) 取扱責任者は、対象を認知した場合は、応急措置を施すとともに補修の上申を行うこと。

(ウ) 取扱責任者は、補修業者に適切な指示を行い、施工に誤りのないようにすること。

イ 定期点検に伴う補修

定期点検において調査したものについて本部報告すること。

ウ 月報補修

省略

エ 報告書

省略

(2) 道路標示の補修

前記(1)イに準じて行うこと。

(3) 起因者負担による道路標識等の補修

交通事故等による道路標識等の破損又は道路管理者が行う工事に伴う道路標識等の移設、撤去若しくは復旧については、起因者負担とすること。

なお、設置後の道路標識等の管理は、公安委員会が行うので、移設、撤去又は復旧に際しては、起因者に適切な指示を行うとともに、補修状況を確認すること。

5 補修後の検査

前記第3の3に準じて行うこと。

6 その他

取扱責任者は、点検結果を通じて管内の道路標識等の設置状況を把握し、現場の道路標識等と意思決定内容とが合致しているか確認を行うこと。

第5 交通規制台帳の整備

取扱責任者は、第3により交通規制を実施した場合又は第4の6による確認を実施した場合は、その都度システムにより交通規制台帳の整備を行うこと。